

社会福祉法人八代保育園役員報酬等の額及び支給基準を定める規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人八代保育園（以下「法人」という。）定款第 23 条の規定に基づき、理事及び監事に対する報酬等の総額及びその支給の基準について定めるものとする。

(理事の報酬等の総額)

第二条 理事に対する報酬等の総額は、年額 24 万円に第 6 条に規定する退職慰労金の支給額を加えた額とする。

(理事の報酬等の配分)

第三条 理事に対する報酬は、次の各号の区分に応じ、各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事長 月額 2 万円
- (2) 理事長を除く理事 無報酬

(理事長の報酬の支給基準等)

第四条 理事長の報酬は、職員給与支給日毎月 25 日とする。(土)(日)祝日の場合は、繰り上げての支給とする。

(監事の報酬等)

第五条 監事は無報酬とする。

(退職慰労金)

第六条 理事及び監事が退職したときは、理事及び監事として在職した期間に応じて次の表の基準に従って役員退職金を支給する。ただし、退職した理事が給与等支給規則に規定する退職金の支給対象である職員の場合は、これを支給しない。

役員在職期間	慰労金の額
10 年未満	1 万円
10 年以上 20 年未満	2 万円
20 年以上 30 年未満	3 万円
30 年以上	5 万円

2 前項に規定する在職期間の算定に当たっては、理事及び監事として就任した月から退職した月までとし、この場合において6か月以上の端数が生じたときは、1年とする。ただし、理事長の職にあった期間は、その期間を2倍に換算するものとする。

(公表)

第七条 法人は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第八条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、評議員会が定める。

(改廃)

第九条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から改正実施する。

この規程は、令和4年3月19日から施行する。

この規程は、令和7年6月23日から施行する。